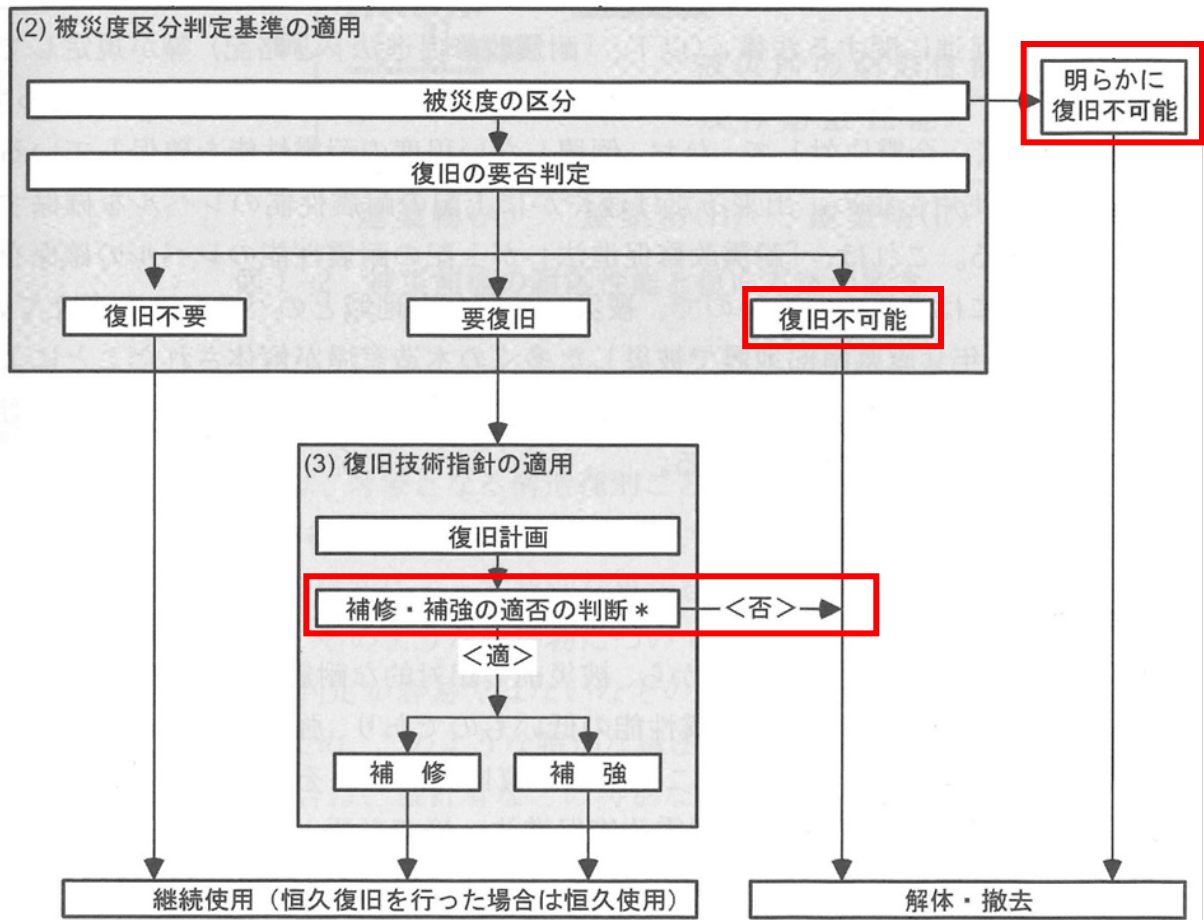


被災度区分判定の判定結果の活用

被災度区分判定について

被災度区分判定は、建築物所有者の任意の依頼に応じ、建築構造技術者（建築士）が必要な調査を行い、被災の程度を評価し復旧の要否（補修、補強、解体）を判定するもの。



出典：震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（一財）日本建築防災協会）より抜粋

	被災度区分判定 （（一財）日本建築防災協会）
目的	・被災建築物の恒久的使用の可否の判定 ・構造的な復旧の要否の判定
評価	倒壊／大破／中破／小破／軽微
判定基準	・構造躯体の損傷状況から残存する耐震性能を評価 ※評価及び震度階級を基に復旧の要否（補修、補強、解体）を判定。
判定方法	・外観及び内部調査
判定対象	・地震により被災した住宅・建築物
実施主体	・建物所有者の依頼に応じて実施
判定者	・民間の建築士
有償・無償	・有償